

事 務 連 絡
令和 4 年 1 月 27 日

一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置等に関する周知依頼について

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策に関して、1月27日から2月20日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県が追加されるとともに、広島県、山口県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が2月20日まで延長されたこと等を受け、別添1から4までについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より周知依頼がまいりました。貴会におかれましては、貴会員病院等に対し周知等の御協力をお願いします。

[添付資料]

- 別添1 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について
- 別添2 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について
- 別添3 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について
- 別添4 イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その3）

以上